

令和5年1月25日 14:00発表

中部運輸局自動車交通部

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 藪田、細川

TEL 052-952-8082

中部運輸局 三重運輸支局

輸送・監査担当 鈴木、磯野

TEL 059-234-8411

乗合バス事業者に文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して、文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者及び営業所

事業者名：有限会社 寿タクシー（代表取締役 一ノ谷 鈔夫）

住所：三重県度会郡大紀町野原2100番地

営業所：本社営業所（三重県度会郡大紀町野原2100番地）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和5年1月25日

処分内容：文書警告

3. 監査端緒

長期間、監査を実施していなかったことから、令和4年8月30日に監査を実施したものの。

4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 点呼の記録をしていなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

(2) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

(3) 事業報告書及び輸送実績報告書を提出していなかった。

(道路運送法第94条第1項)

(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況
- ・当該行政処分により付された違反点数 0点
 - ・当該事業者の累積違反点数 0点